

健発 0201 第 11 号
保発 0201 第 6 号
令和 3 年 2 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導は、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。

厚生労働省においては、令和 2 年 11 月に「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の実施方法の見直しについて議論を行い、当該検討会における議論を踏まえ、ビデオ通話が可能な情報通信技術を活用した初回面接におけるグループ支援の実施を可能とするとともに、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとしました。

また、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項として、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」を示していますが、当該手引きについても別添のとおり、改正しましたので、よろしくお願いたします。

つきましては、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いたします。

本通知は本日より適用します。これに伴い、平成 30 年 2 月 9 日付け健発 0209 第 9 号・保発 0209 第 8 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接の実施について」は、本日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。